

第2次糸島市行政改革大綱

(期間 平成28年度～平成32年度)

平成28年2月策定

糸島市行政改革推進本部

目次

1	これまでの行政改革の取組	・・・	1
	1-1 第1次行政改革大綱の総括		
2	新たな行政改革に取り組む必要性	・・・	3
	2-1 市政運営の課題		
	2-2 財政（現状と見通し）の課題		
	2-3 公共施設等の維持の課題		
	2-4 職員数削減の課題		
3	新たな行政改革の進め方	・・・	11
	3-1 第2次系島市行政改革大綱の位置付け		
	3-2 目指す姿の実現のために		
	3-3 施策の方向性と施策		
	3-4 重点的な取組		
	3-5 期間		
	3-6 推進体制		
	3-7 進行管理		
	3-8 公表		
資料	系島市役所の経営理念 用語の説明	・・・	21

1 これまでの行政改革の取組

合併後、第1次行政改革大綱に基づく業務の民間委託や施設の民営化などの行政改革の取組により、財政状況は改善し、市民満足度は向上傾向ですが、依然、厳しい財政状況が続くため、今後も行政改革の取組が必要となっています。

1-1 第1次行政改革大綱の総括

本市は、平成22年1月の合併後、本市の行政改革の根幹となる、第1次糸島市行政改革大綱（平成23年度～平成27年度）とその実行計画である行財政健全化計画¹を策定し、合併効果を最大限に生かしながら、まちづくりの体制、市役所の仕事のしかたの改革を進めてきました。

特に、民間活力の導入に関しては、窓口の民間委託や保育所の民営化、指定管理者制度²による公共施設管理などを積極的に進め、効率的な行政経営を目指し、職員数を計画的に削減しながら、市民満足度の向上に取り組んできました。

その結果、合併時に比べ、財政状況は着実に改善しており、健全な水準を維持しています。

また、市民満足度（糸島市での暮らし全般についての総合満足度10点満点）について、平成26年度に実施した第2回市民満足度調査では、6.73点となっており、6.51点であった第1回（平成24年度実施）から0.22点上昇しています。

しかしながら、財政状況の健全性を示す指標である、実質公債費比率³や将来負担比率⁴が、県平均よりも高い数値である（どちらも数値が低い方が良い）ことや、今後いっそう厳しい財政状況が見込まれること等から、引き続き、計画的な財政運営と行政改革の取組推進が必要です。

¹ 行政改革大綱をもとにした具体的な取組を計上したもので、取組ごとに概要、達成目標、年次計画、効果額等を記載している。

² 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

³ 資金繰りの危険度を見るもので、市の標準的な収入に対する借金返済額の割合。

⁴ 負債が将来の財政を圧迫する危険度を見るもので、市の標準的な収入に対する将来負担すべき実質的な負債の割合。

1 これまでの行政改革の取組

【平成 23 年度から平成 27 年度までの行財政健全化計画で実行した主な取組】

- ◎市民課、上下水道部 3 課の窓口業務の民間委託化
- ◎コンビニエンスストアでの市税等の収納開始
- ◎繁忙期の休日開庁の本格実施
- ◎上下水道緊急修繕センター（民間委託）の導入
- ◎二丈・志摩庁舎の支所機能廃止と住民票等証明書発行コーナーの設置
- ◎事業の外部評価⁵の導入
- ◎特産品によるふるさと応援寄附の充実
- ◎保育所の民営化実施（長糸・深江保育所）
- ◎男女共同参画センターの一本化実施（「ラポール」に「かがやき」を統合）
- ◎母子生活支援施設「笹山苑」の廃止方針の決定（平成 27 年 1 月）
- ◎54 人（約 10%）の職員削減（平成 23 年度～平成 27 年度）

⁵ 市が実施している取組の検証を行う行政評価の方法の一つで、市役所外部の視点で評価し、取組をより効率的、効果的、合理的なものにしていくために実施するもので、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間実施した。

2 新たな行政改革に取り組む必要性

現在、本市では、行政経営に関し、財政面で平成 28 年度から財源不足が生じる見込みであることに加え、老朽化した市内の公共施設の維持・更新についても、その維持費確保と社会情勢の変化への対応が課題となっています。

そのような中で、職員数については、計画的な削減を進めており、限りある経営資源を活用して、「最少の経費で最大の効果」を出せる経営の仕組みづくりを行い、市役所の質的な変革を進めることが喫緊の課題であり、効果的で効率的な行政経営と市民協働での事業実施を推進する必要があります。

2-1 市政運営の課題

超高齢社会の到来による社会保障費の増大や生産年齢人口⁶の減少による税収の伸び悩み、合併優遇措置⁷の段階的縮減に伴う地方交付税の減少などにより、更に厳しくなることが予想される財政状況、地方分権改革⁸の進展に伴う責任と業務量の拡大、社会経済環境の変化により発生する新たな市民ニーズへの対応など、本市の行政経営は、今後いっそう厳しくなることが予想されます。

また、そのような中でも、今までに加え、平成 26 年 11 月施行のまち・ひと・しごと創生法⁹に基づく、持続可能なまちを創造するための指針としての糸島市総合戦略により、「市内のしごとづくり」など本市の地方創生を積極的に推し進める施策を効果的に展開していく必要があります。

そこで、地方自治の基本法である地方自治法¹⁰に掲げられ、本市のまちづくりの基本的なルールである糸島市まちづくり基本条例¹¹（以下「基本条例」という。）にも規定している「最少の経費で最大の効果」を発揮するための経営の仕組みづくりを行い、より強力な選択と集中¹²による事務事業¹³の最適化¹⁴で市役所の質的な変革を進めることが喫緊の課題となっています。

⁶ 15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口。

⁷ 地方交付税の交付額について、平成の大合併で合併した地方公共団体に対しては、合併後、ある一定期間については、合併前の団体の合計の水準より下がらないようにする措置。

⁸ 住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、住民が行政に参画し、協働していくことを目指す改革。

⁹ まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした法律。

¹⁰ 地方自治に関する基本法。地方住民の参政を保障し、地方団体の自治権の育成を目的に制定。

¹¹ 本市のまちづくりの最高規範で、まちづくりの基本的なルールを定めたもの。平成 25 年 4 月 1 日施行。

¹² 多角化が進んでいる組織で、特定の分野や取組を選び、経営資源を集中的に投下する戦略のこと。

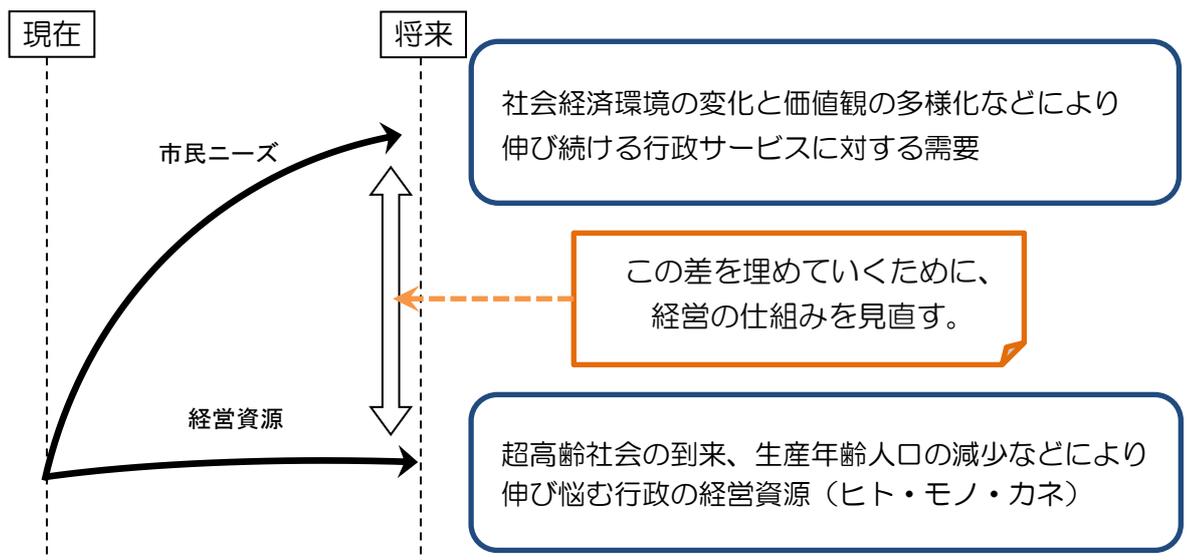
¹³ 行政活動を目的ごとに区分したもので、内部事務、市民サービスに関する事務や事業に分けられる。

¹⁴ 最適な状態に近づけること。与えられた条件のもとで目的に対して、最も良いことを選択すること。

2 新たな行政改革に取り組む必要性

その課題解決のために、本市の行政評価¹⁵制度を再構築し、PDCAのマネジメントサイクル¹⁶の機能強化などによって、効果的で効率的な行政経営の推進を図るとともに、事業の担い手については、市民と行政の役割分担による実施を進めるなど、多様な主体との市民協働¹⁷を推進する必要があります。

【課題のイメージ】



¹⁵ 行政が行うさまざまな活動を検証し、その結果を行政経営の改善等に生かしていこうという取組。

¹⁶ 活動を、計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、改善 (ACTION) の一連のプロセス順に行い、繰り返していくことで、改善を推進していくこと。

¹⁷ それぞれの主体が同じ目標に向かって対等な立場で協力しながら、自らの役割を果たすもの (広い意味での協働) と、実際に一緒に行うもの (狭い意味での協働) の両方を言う。

2 新たな行政改革に取り組む必要性

2-2 財政（現状と見通し）の課題

合併後の平成 21 年度決算から平成 26 年度決算までにおいて、本市の貯金である基金残高は増加し、借金である市債¹⁸残高は減少しており、財政状況は、着実に改善しています。しかしながら、全国と比較すると、市税などの自主財源比率が低く、地方交付税をはじめとした依存財源に頼らざるを得ない財政構造となっており、福祉関係の扶助費や市の借入金返済のための公債費の比率が高く、道路や学校などの施設整備のための投資的経費¹⁹が低いという現状があります。

また、本市の中期財政見通しにおける今後の財政状況については、歳入では、市税が、今日の経済情勢や生産年齢人口の減少などからやや減少し、地方交付税が、合併優遇措置の段階的縮減により大きく減少することなどにより、その総額は、年々減少する見通しです。

一方、歳出では、職員数の削減により、人件費はほぼ横ばいで推移しますが、高齢化の進行（平成 27 年 4 月時点の高齢化率は 25.9%で、平成 22 年から 5 年間で 4.7 ポイント上昇）に伴い後期高齢者医療や介護保険事業などの特別会計²⁰への繰出金が増加するとともに、福祉サービスのための費用や生活保護費などの扶助費が増加します。

これらを踏まえて、投資的経費を 30 億円程度確保し、歳出総額が 330 億円前後で推移する場合の歳入総額から歳出総額を差し引いた収支見通しは、平成 28 年度以降は財源不足が生じるものと見込まれます。

この財源不足については、財政調整基金の取り崩しにより対応することとしており、財政調整基金の残高は、平成 28 年度末の 84.5 億円をピークに減少へと転じる見通しですが、平成 32 年度末時点においても 70 億円の残高が見込まれます。

厳しい状況ではありますが、行財政健全化の取組、基金の積み増し努力や市債の後年度負担へ配慮した計画的な発行など、健全財政の維持に努める必要があります。

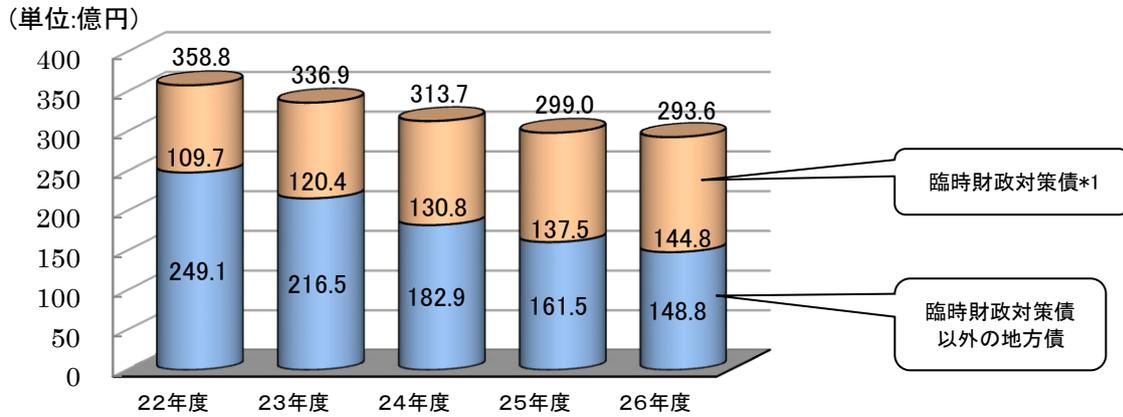
¹⁸ 単年度に多額の財源を必要とする道路や学校などの施設等の整備のために地方公共団体が行う長期の借入金。

¹⁹ 庁舎・学校などの建物や道路・橋などのインフラといった社会資本整備のための経費。

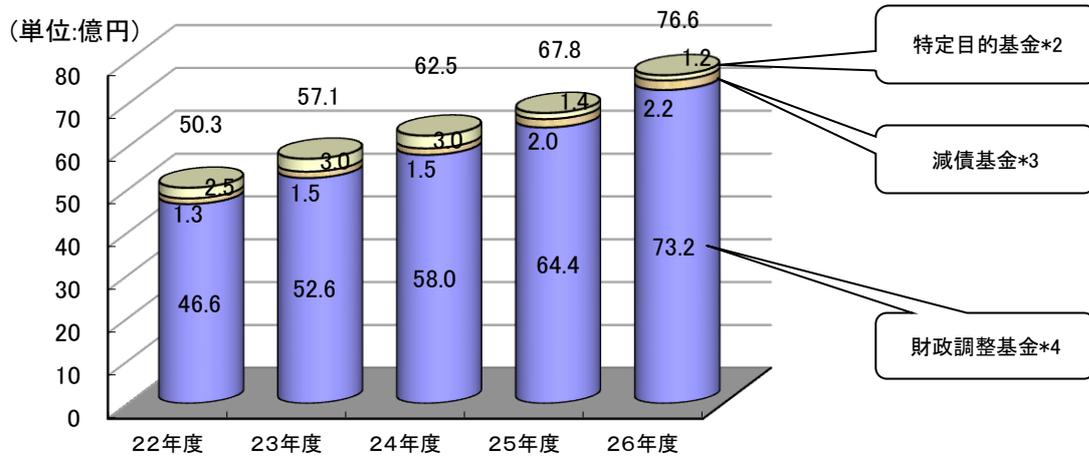
²⁰ 一般会計と別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計のことで、本市では、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などがある。

2 新たな行政改革に取り組む必要性

【地方債残高（普通会計）の推移】



【基金残高（普通会計）の推移】



※「糸島市財政のすがた（平成26年度普通会計決算）」参照

*1 地方交付税の一部を振り替えて発行される特例地方債。地方公共団体が借入れ、後年度のその償還費が全額地方交付税に算入される。

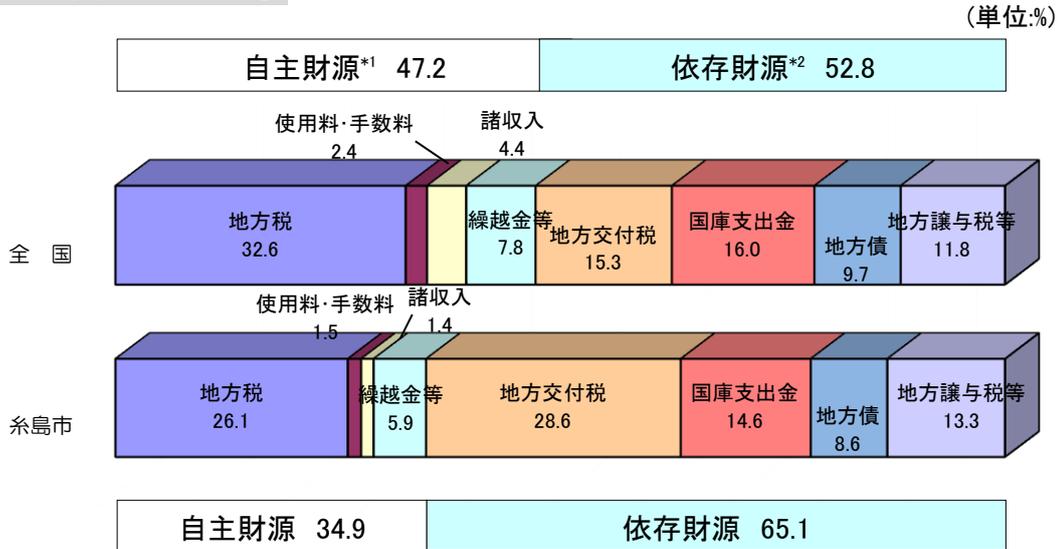
*2 特定の目的のために設置される基金。水源保全基金、災害活動等支援基金、定住・ブランド基金、国際交流基金など。

*3 市債の償還及びその適正管理のために設置される基金。市債の繰上償還などに充てる。

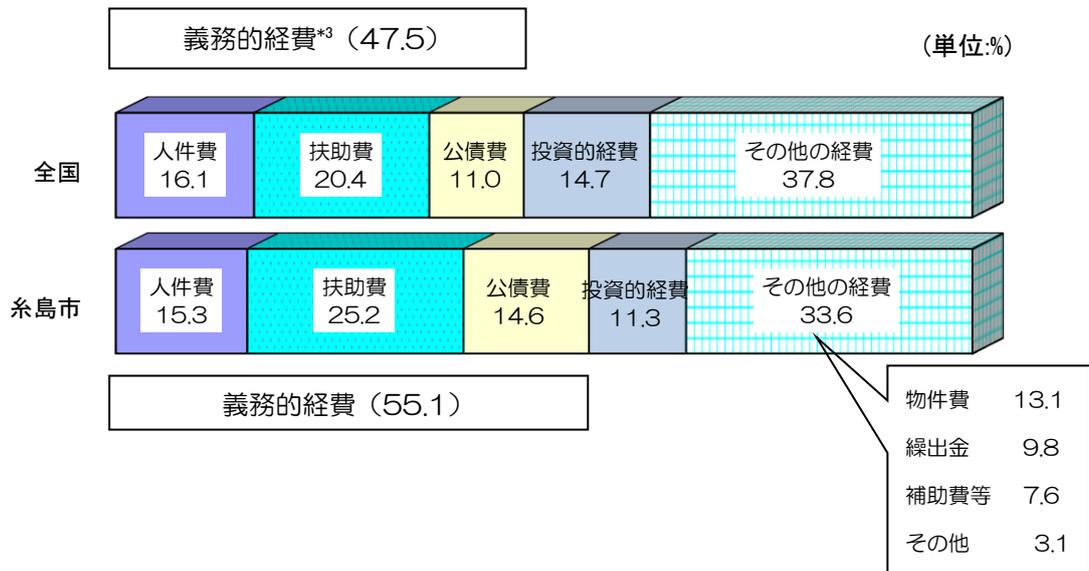
*4 年度間の財源の調整その他財政の健全な運営のために設置される基金。経済事情の著しい変動等による財源不足、災害により生じた経費、緊急な大規模建設事業、市債の繰上償還などに充てる。

2 新たな行政改革に取り組む必要性

【自主財源比率の比較】



【義務的経費の比較】



※「糸島市財政のすがた（平成 26 年度普通会計決算）」参照

*1 地方公共団体が自らその機能を行使して調達できる財源。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金など。

*2 その額と内容の決定が国の意志や国で定める具体的基準によって行われるもの。地方交付税、地方譲与税、国庫支出金など。

*3 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。

2 新たな行政改革に取り組む必要性

【財政の見通し】

【歳入】

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	伸び率		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率	
市税	89.4	—	89.2	△ 0.2	87.3	△ 2.1	87.6	0.4	87.8	0.2
譲与税・交付金	22.6	—	23.5	4.2	24.0	2.2	24.0	0.0	24.0	0.0
地方交付税	81.8	—	78.6	△ 3.9	78.1	△ 0.6	76.0	△ 2.7	74.4	△ 2.1
国県支出金	94.0	—	88.6	△ 5.7	85.9	△ 3.1	80.8	△ 5.9	81.3	0.5
市債	34.7	—	22.3	△ 35.8	20.9	△ 6.4	21.5	3.1	21.1	△ 2.0
その他	28.0	—	28.6	2.3	29.6	3.5	31.4	6.0	32.0	1.8
歳入合計	350.5	—	330.8	△ 5.6	325.8	△ 1.5	321.3	△ 1.4	320.6	△ 0.2

【歳出】

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	伸び率		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率	
人件費	53.4	—	53.8	0.6	54.0	0.4	53.1	△ 1.6	53.0	△ 0.2
扶助費	91.3	—	91.5	0.2	92.4	0.9	93.1	0.8	93.9	0.8
公債費	27.6	—	27.7	0.3	28.1	1.5	29.2	3.7	29.8	2.1
物件費	45.6	—	45.5	△ 0.4	45.4	△ 0.2	44.9	△ 1.1	45.0	0.2
補助費等	29.7	—	27.5	△ 7.3	26.3	△ 4.4	24.6	△ 6.5	24.4	△ 0.9
繰出金	41.5	—	42.3	2.0	42.8	1.2	43.0	0.3	43.5	1.3
投資的経費	52.6	—	40.9	△ 22.2	34.9	△ 14.6	31.6	△ 9.6	29.1	△ 7.9
その他	10.1	—	10.0	△ 0.8	10.4	4.5	10.4	0.0	10.9	4.5
歳出合計	351.8	—	339.2	△ 3.6	334.3	△ 1.5	329.9	△ 1.3	329.6	△ 0.1

歳入歳出差引額	△ 1.3	—	△ 8.4	—	△ 8.5	—	△ 8.6	—	△ 9.0	—
---------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---

【財政調整基金】

※財源不足を財政調整基金の取崩し（繰入金）でまかなう。

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	増減額		増減額		増減額		増減額		増減額	
基金取崩し（繰入金）	1.3	—	8.4	—	8.5	—	8.6	—	9.0	—
決算剰余金1/2積立	5.0	—	5.0	—	5.0	—	5.0	—	5.0	—
年度末基金残高	84.5	3.7	81.1	△ 3.4	77.6	△ 3.5	74.0	△ 3.6	70.0	△ 4.0

※基準・・・平成27年度決算見込み 80.8億円

【市債】

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	増減額		増減額		増減額		増減額		増減額	
年度末市債残高	306.8	10.5	304.4	△ 2.4	300.1	△ 4.3	295.4	△ 4.7	289.6	△ 5.8

※基準・・・平成27年度決算見込み 296.2億円

※「糸島市中期財政見通し（平成28年度～32年度一般会計）」参照

2 新たな行政改革に取り組む必要性

2-3 公共施設等の維持の課題

道路や橋などのインフラを含む公共施設等の老朽化対策については、平成 26 年 4 月に国から各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）策定の要請が行われるなど、全国的な課題となっています。

本市においても、その保全・維持費の確保が大きな課題となっており、人口増加に伴い、特に昭和 50 年代半ばから整備を進めてきた庁舎、学校、体育館などの公共施設が、今後、大規模修繕あるいは建て替えの時期を迎えようとしています。

公共施設の安全性を確保しながら、そのまま全て運営していくためには、多額の費用が必要となりますが、現在の財政状況では、将来にわたりその全てを維持することは、困難な状況です。

また、今後、市民の年齢構成の変化で市民ニーズも変わっていくため、それに合わせた施設の適正配置を考えていく必要があります。

あわせて、道路や水道などのインフラの保全・維持についても、さまざまな手法を活用し、効率的に行うことが求められています。

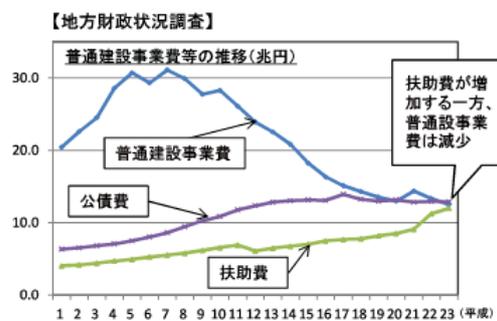
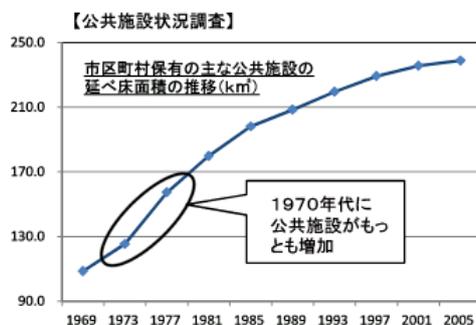
そこで、平成 28 年度に公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する市の基本的な方針を示した公共施設等総合管理計画を策定し、平成 29 年度以降に個別具体的な施設の統廃合の検討などの公共施設マネジメントを進めていきます。

【公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進（総務省ホームページより）】

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。



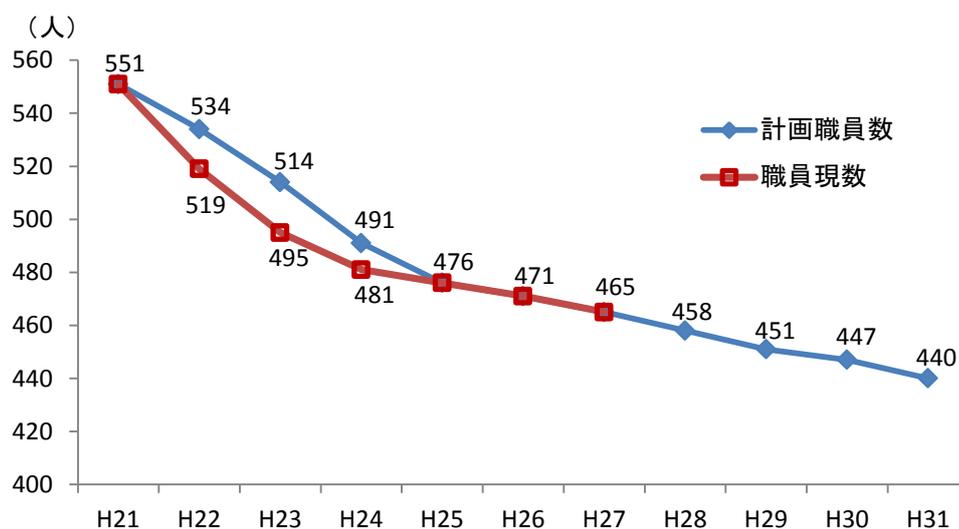
2 新たな行政改革に取り組む必要性

2-4 職員数削減の課題

系島1市2町合併協議会において策定された「新市基本計画」では、10年間で職員111人の削減（平成31年4月時点の職員（消防職除く）数440人）を合併効果として見込んでいました。これに基づき、退職者の一部不補充や業務の民間委託などにより、計画的な職員数の削減を進めており、人口1万人当たりの職員数は、全国85類似団体²¹中2番目に少ない状況です。（総務省公表「類似団体別職員数の状況（一般行政部門平成26年4月1日時点）」）

少人数での行政経営を実現するためには、管理職員のマネジメント能力の向上、一般職員の業務処理能力の向上の取組とあわせ、組織内コミュニケーションの強化及び組織の活性化を図っていく必要があります。

【職員（消防職除く）数の推移】



²¹ 全国の市区町村を対象にして、「人口」と「産業構造」を基準として、グループ分けしたもの。

3 新たな行政改革の進め方

価値観が多様化した社会に対応するために、多様な主体との協働と連携を進めるとともに、効果的で効率的な行政経営を進めていく必要があります。

そこで、この大綱の施策の方向性を「協働」と「経営」とし、8つの施策を推進することで、本市の目指す姿（目標）の実現に取り組みます。

この大綱は、行政経営の仕組みを根本から見直し、行政改革に取り組むことで、第1次糸島市長期総合計画の施策推進の下支えとなるものです。

3-1 第2次糸島市行政改革大綱の位置付け

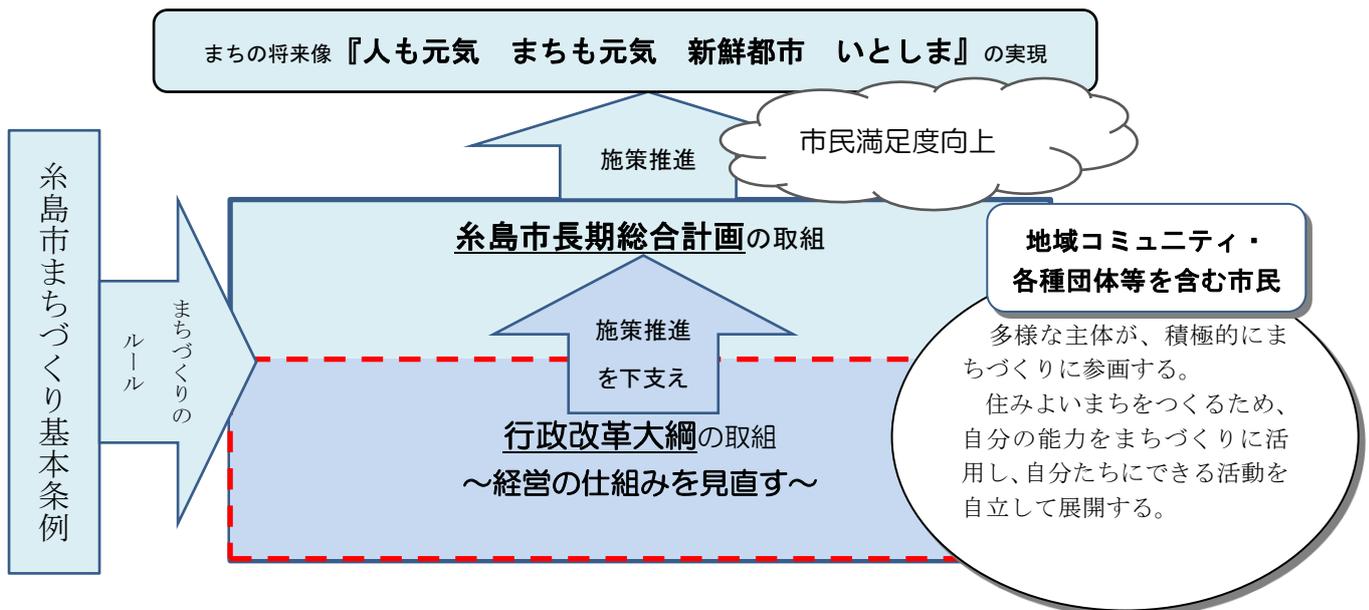
本市では、第1次糸島市長期総合計画²²（以下「総合計画」という。）で、本市の将来像を『人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま』と設定し、目指すべき都市イメージのひとつとして、『みんなでつくる自立したまち』を掲げています。

また、基本条例において、情報を共有して、参画²³と協働でまちづくりを進めることを基本理念としています。

第2次糸島市行政改革大綱は、基本条例の基本理念を生かしながら、第1次糸島市行政改革大綱で本市の目指す姿とした『市民との協働により、市民が本当に必要とする最適なサービスを提供し、市民満足度を向上させる』ことを実現するためのものです。

協働のまちづくりの推進と行政改革の推進を具体化し、行政経営の仕組みを根本から見直し、市役所の質的な変革を強力に進め、継続して行政改革に取り組んでいくことで、総合計画の施策推進による市民満足度向上の下支えとなります。

【行政改革大綱の位置付けのイメージ】



²² 糸島市の最上位の計画に位置付けられ、市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとなるもの。計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間。

²³ 主体的に参加し、意思形成過程に関わること。

3 新たな行政改革の進め方

3-2 目指す姿の実現のために

価値観が多様化した社会では、行政が主体で提供するサービスであっても、地域コミュニティ・各種団体・NPO²⁴・ボランティア・事業者・学校などを含む市民が、主体としてあるいは行政と協働して実施することで、最適なサービスの提供が可能になると考えられます。

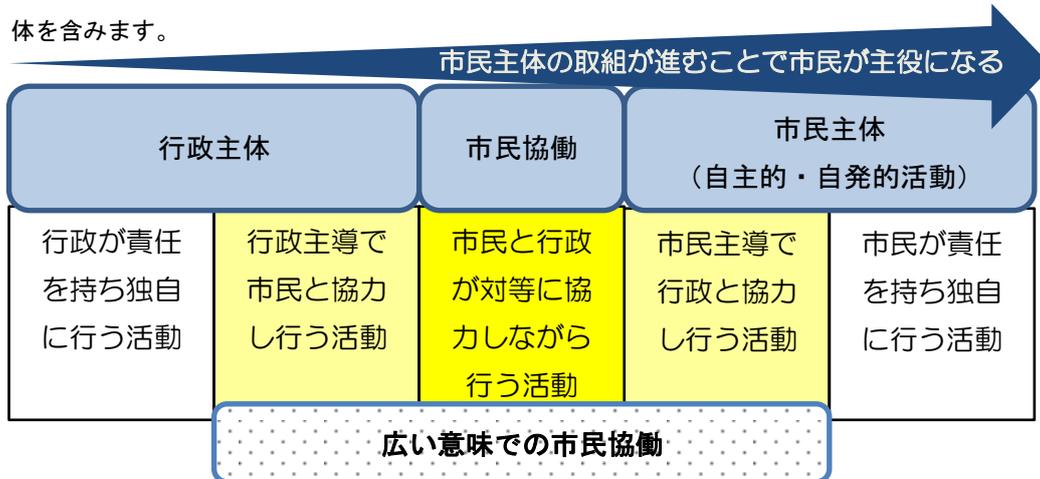
今後は、市民と行政それぞれが対等な立場で適切な役割分担を行い、それぞれの能力を最大限生かしながら、協働と連携を進め、市民生活を向上させていく必要があります。

そのために、本市では、PDCAのマネジメントサイクルの徹底により行政経営の仕組みを見直すとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主体（主役）として市民のために活動し地域課題を解決するなどの自主的・自発的な活動の推進を行い、より効果的な協働による最適なサービスの提供を推進します。

このことにより、市民満足度を高めるとともに、地域活力を創出し、将来にわたり安定して持続可能な行政経営を行っていきます。

【市民と行政の適切な役割分担による活動のイメージ】

※ここでの市民は、地域コミュニティ・各種団体・NPO・ボランティア・事業者・学校などの多様な主体を含みます。



【広い意味での市民協働の主体別の活動例】

●行政主体

➡ 市の業務の委託、市主催イベントへの市民参加など。

●市民協働

➡ 市と市民の実行委員会による活動、市と市民団体でのイベント共同開催など。

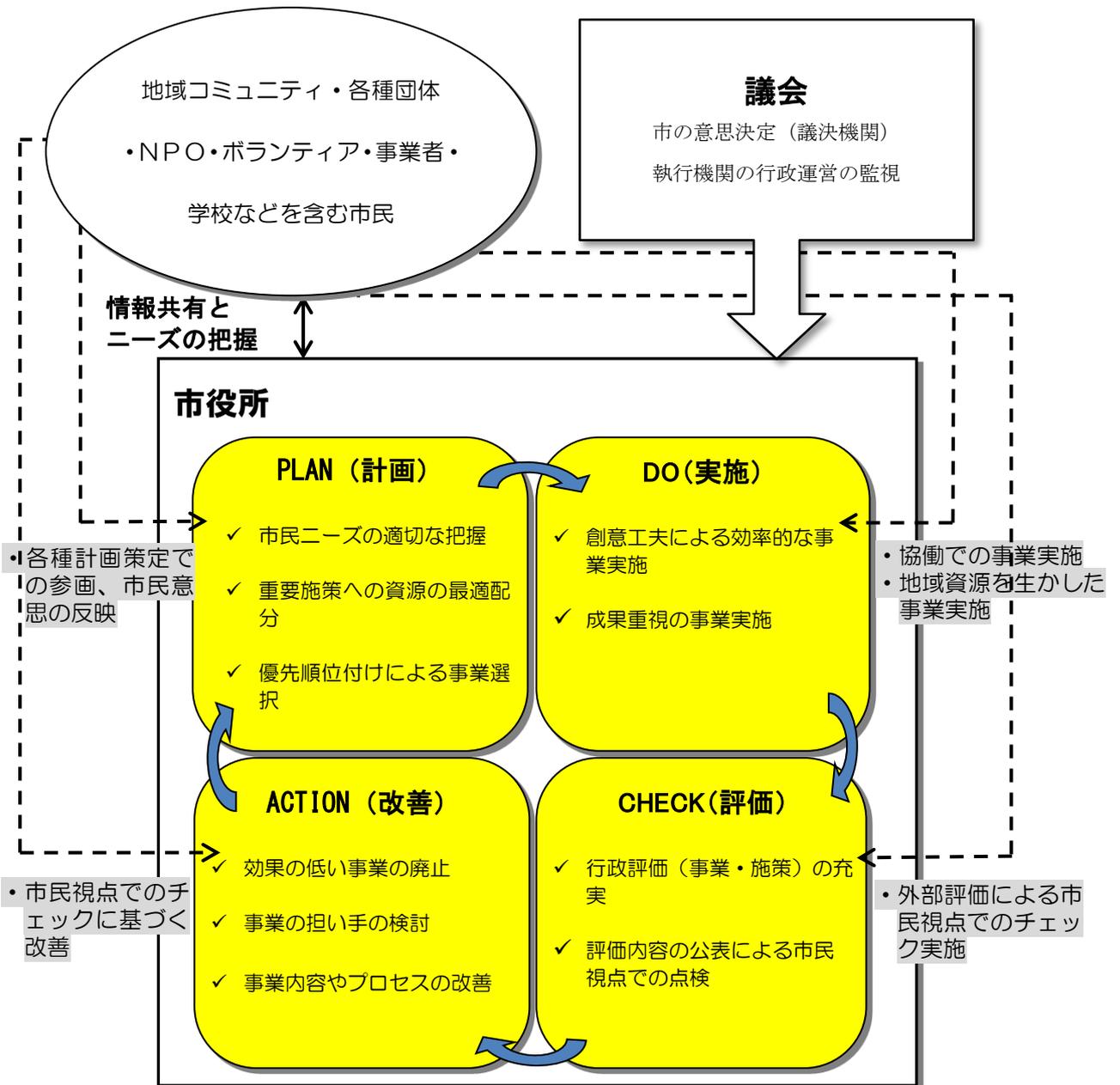
●市民主体

➡ 市からの一定期間の補助金を受けての市民団体の事業実施、地域コミュニティやNPO等による公共施設の運営（指定管理者制度）、地域コミュニティが行う地域活動、市民団体によるイベントの開催、ボランティアによる子育て支援など。

²⁴ ノンプロフィット・オーガニゼーションの略。民間非営利組織のことで、利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは、社会的な使命を達成することを目的とした組織であると言える。

3 新たな行政改革の進め方

【本市のPDCAのマネジメントサイクルのイメージ】



3 新たな行政改革の進め方

3-3 施策の方向性と施策

新たな行政改革を進めるにあたり、1つの目標（目指す姿）・2つの施策の方向性・8つの施策を定めます。

【大綱の目標・施策の方向性・施策の体系】

<p>目 標（目指す姿） 『市民との協働により、市民が本当に必要とする最適なサービスを提供し、市民満足度を向上させる』</p>
--

施策の方向性	施 策	
<p>1 市民協働による行政活動の推進</p> <div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> キーワード 協 働 </div>	(1)	分かりやすい行政情報の積極的な発信と情報共有
	(2)	市民ニーズの的確な把握
	(3)	市民と行政の役割分担による地域課題の解決
<p>2 効果的で効率的な行政経営の推進</p> <div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> キーワード 経 営 </div>	(4)	成果を重視した行政サービスの提供
	(5)	組織のスリム化・効率化
	(6)	人事評価の円滑な運用と職員意識の変革
	(7)	健全な財政運営
	(8)	自主財源の確保

3 新たな行政改革の進め方

【施策の方向性】

1 市民協働による行政活動の推進・・・協働

市民一人ひとりが、まちづくりの主役として、知識、経験、技術、思考、行動を存分に生かすことで、行政だけでは対応できない課題を解決することができます。

ただし、市民の力をまちづくりに生かすためには、その環境づくりが必要です。

たとえば、市民と行政とで情報を共有することが、地域課題を共有することにつながり、その課題解決に一緒に向かうことができるようになり、それにより、地域コミュニティといった、より市民に近いところでの活動の展開につながります。

そこで、現在の協働の取組をさらに進め、市民が、市民生活を支えるための活動を自主的・自発的に行うために行政が支援をするなど、多様な主体との市民協働での行政活動を推進します。

【施策】

(1) 分かりやすい行政情報の積極的な発信と情報共有

行政活動や財政状況といった行政情報は、積極的に発信することに加えて、分かりやすく発信することが、非常に重要です。

市民への説明責任を果たすためにも、多くの市民から理解を得られる情報発信をしなければなりません。

情報が市民と共有され、活用されることで、まちづくりにつながります。

◆主な課題

- ✓ 広報・ホームページ・SNSなどによる分かりやすい情報提供
- ✓ 事業評価調書・施策評価調書の公表
- ✓ 行政情報のオープンデータ²⁵化

²⁵ 「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言う。

3 新たな行政改革の進め方

(2) 市民ニーズの的確な把握

市民満足度を向上させるためには、市民が求めていることを的確に把握し、適切な対応につなげていくことが重要です。

行政が適切な対応を積み重ね、市民が行政に対する理解を広げていくことで、地域コミュニティや各種団体等、多様な主体との協働が進む環境を構築することができます。

◆主な課題

- ✓ 市民満足度調査²⁶による市民ニーズの把握
- ✓ 広聴²⁷機能の充実（いとしま協働サロン²⁸、市長への手紙など）
- ✓ 市民モニターの活用
- ✓ 庁内での情報活用の仕組みづくり（各施策課題や市民ニーズの共有化）

(3) 市民と行政の役割分担による地域課題の解決

社会情勢の変化により市民ニーズが多様化していく中では、行政だけの取組での課題解決には限界があります。

今後は、市民と行政の役割を明確にして、地域コミュニティや各種団体等、多様な主体が活躍する領域を広げ、市民が主役のまちづくりを進め、地域課題の解決につなげていきます。

◆主な課題

- ✓ 市民や九州大学などとの協働・連携による市民主体での地域課題の解決
- ✓ 指定管理者制度による市民主体での公共施設管理の推進
- ✓ 事業の民営化や業務の民間委託の推進
- ✓ 市民と行政の役割の明確化
- ✓ 補助金・負担金の適正化

【施策の方向性】

2 効果的で効率的な行政経営の推進・・・経営

本市の行政経営は、今後いっそう厳しくなることが予想され、まちづくりに活用できる経営資源（ヒト、モノ、カネ）が縮小していく局面にあります。

そこで、限られた経営資源をもとに、総合計画の施策を進めていくために、より強力な選択と集中で事務事業の最適化を実現するPDCAのマネジメントサイクルの機能強化などによる、効果的で効率的な行政経営を推進します。

²⁶ 本市のまちづくりを進めるうえで、市民の意識・考えや現在の状況を調査・分析し、総合計画の進み具合の確認及び行政経営の改善に反映するために実施するもので、平成24年度と平成26年度に実施した。

²⁷ 広く市民の意見を聴くこと。

²⁸ 本市の広聴制度の一つ。市長が直接市民から、まちづくりに関する提言を受け、意見交換を行う。平成27年8月から開始。「どこでも市長室」をリニューアル。

3 新たな行政改革の進め方

【施策】

(4) 成果を重視した行政サービスの提供

事業などの行政サービスは、市民生活の向上にどれだけ貢献しているかといった事業実施による成果やコスト(費用対効果)を検証していかなければなりません。

限られた資源をもとに成果をだすには、優先順位付けで効果的な事業を選択し、集中的に投資することが重要なため、行政評価を活用したPDCAのマネジメントサイクルの徹底で事業の最適化を図ります。

◆主な課題

- ✓ 事業評価²⁹の徹底による事業の見直しと廃止
- ✓ 施策評価³⁰による重点施策への資源の最適配分と事業の選択
- ✓ 外部（市民）の視点による事業・施策点検
- ✓ 成果をもとに事業を再構築するスクラップアンドビルド³¹の徹底

(5) 組織のスリム化・効率化

事務の効率化等による業務量の推移に応じ、スリム(簡素)で効率的な組織機構への改編を行うことで、職員がその資質と能力を最大限に発揮でき、市民満足度の向上につながる組織体制を構築します。

◆主な課題

- ✓ 柔軟で機能的な組織体制の構築
- ✓ 事務の効率化と事業のスクラップによる職員数の計画的な削減
- ✓ 職員の超過勤務時間の削減
- ✓ 能力を最大限発揮することができる風通しの良い職場環境の構築

(6) 人事評価の円滑な運用と職員意識の変革

市民サービスの向上や少人数でも強い組織を作ることなどのために必要な人事評価制度については、評価結果の処遇への反映を行います。

また、持続可能な行政経営を担うことができる、政策形成・利害調整・業務遂行能力の高い職員への変革を進めます。

◆主な課題

- ✓ 人事評価結果の処遇への反映
- ✓ 目標管理及び職員の能力開発等の徹底
- ✓ 職員育成研修の充実

²⁹ 行政評価の一つで、長期総合計画に掲げる市の施策を進めるための事業の実施状況の評価するもの。

³⁰ 行政評価の一つで、長期総合計画に掲げる施策の実施状況の評価するもの。

³¹ 壊して作ること。新規事業の予算要求時に既存事業の廃止・縮小を合わせて行うことで、全体が膨らむことを抑えること。

3 新たな行政改革の進め方

(7) 健全な財政運営

中期財政見通し³²をもとに、計画的な財政運営を進めるとともに、公共施設マネジメントの推進を図ることで、総合計画の施策を進め、市民満足度を向上させるための、経営資源を維持していきます。

◆主な課題

- ✓ 中期財政見通しをもとにした財政運営
- ✓ 統一的な基準による地方公会計³³の整備
- ✓ 公共施設等の計画的な長寿命化・更新・統廃合の推進
- ✓ 有利な補助金等の依存財源の活用

(8) 自主財源の確保

市税等の収納率の維持・向上のための取組強化やふるさと応援寄附の充実など、多様な方法で自主財源の確保を図ります。

◆主な課題

- ✓ 税・料の収納向上
- ✓ 有料広告の充実や市有財産の有効活用・未使用財産の処分
- ✓ ふるさと応援寄附の充実
- ✓ 施設使用料等の受益者負担³⁴の見直し
- ✓ 企業誘致による収入増

3-4 重点的な取組

- 「協働」と「経営」につながる行政評価制度の構築（市民視点によるチェックと資源最適化の実現）
- 「仕事総点検³⁵」の結果に基づく行政改革の断行
- 「公共施設等総合管理計画」の方針に基づく公共施設マネジメントの推進

3-5 期間

この大綱の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。

³² 計画的な行政経営のための基礎資料として作成。見直し期間は5年間で、毎年、見直しを行う。

³³ 地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③地方公共団体同士の比較可能性の確保を促進するもの。

³⁴ あるサービスを受ける者の受益に応じた負担を求めるもの。地方公共団体では、公共施設の使用料などがある。

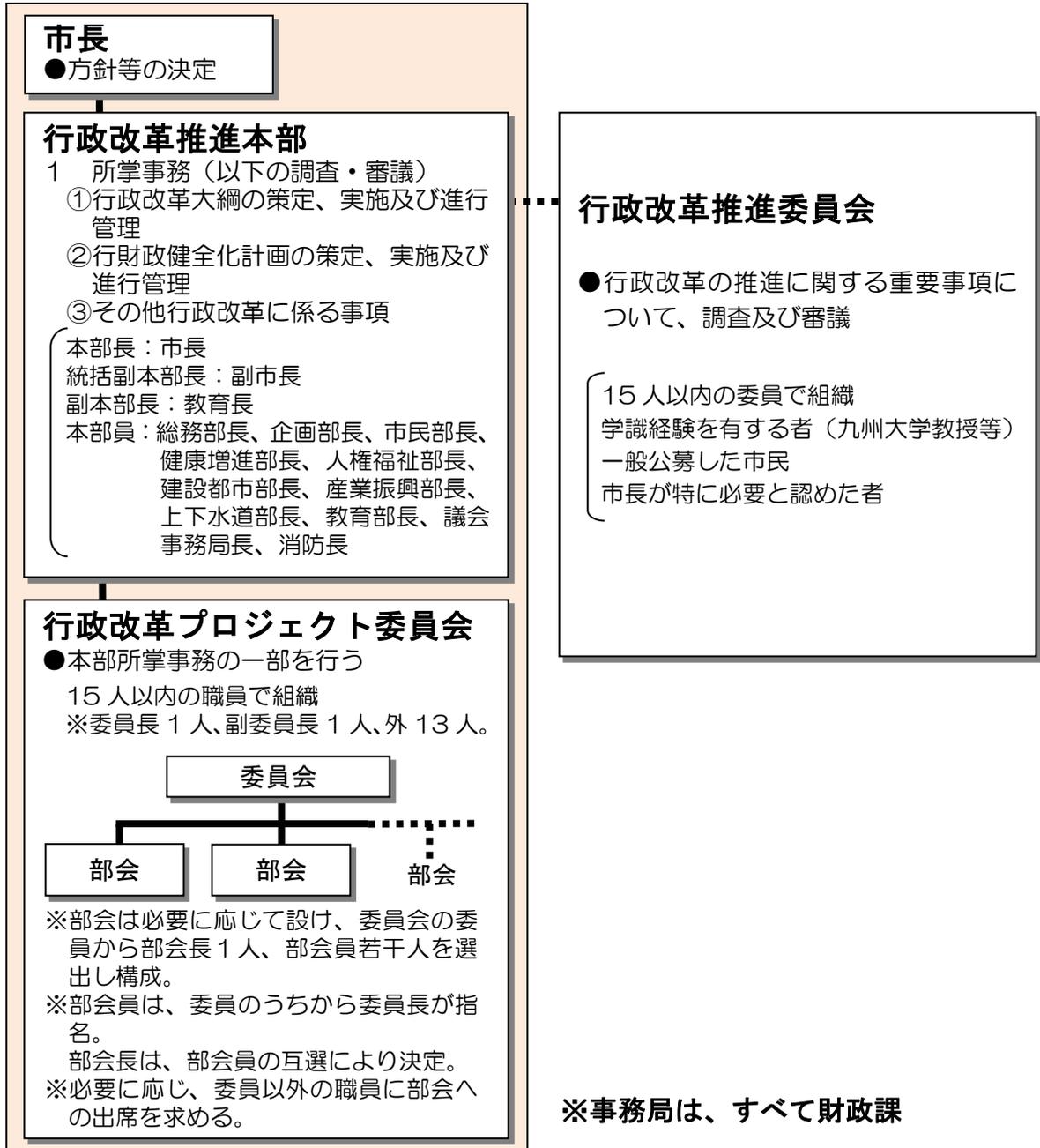
³⁵ 糸島市では、平成 27 年2月～平成 28 年3月で経営コンサルタントによる市役所の全業務の点検を実施している。

3 新たな行政改革の進め方

3-6 推進体制

糸島市行政改革推進本部³⁶設置規程に基づき、行政改革推進本部及び行政改革プロジェクト委員会を設置し、行政改革推進本部を中心に全庁的に行政改革の取組を進めます。

また、行政改革推進委員会³⁷で市民や有識者の意見を反映します。



³⁶ 行政改革大綱・行財政健全化計画の策定、実施、進行管理に関する事等について、調査及び審議を行うための市の内部関係者で構成される組織。

³⁷ 「糸島市行政改革推進委員会規則」に規定する、糸島市の行政改革の推進に関する重要事項について、調査及び審議を行う外部委員で構成される組織。

3 新たな行政改革の進め方

3-7 進行管理

この大綱に沿って、具体的な取組内容、スケジュール、目標（効果額等）、担当課を明らかにした行財政健全化計画を策定し、毎年度、取組の進捗を確認・検証・分析し、確実に行政改革の推進を図っていきます。

また、行政改革に関する新たな取組の計上が必要な時や、社会情勢の変化等で見直しが必要な時は、計画を改定します。

3-8 公表

行財政健全化計画とその取組の進捗は、市議会、行政改革推進委員会で報告します。

また、市民の皆さんには、広報いとしま、ホームページ、情報公開コーナーを通じてお知らせします。

1 経営理念

『市民と共に、糸島市スタイルのまちづくりを創造する（共創のまちづくり）』

「わたしたちは、
市民との協働により将来にわたり持続可能な行政経営に努め、
市民が糸島を愛し、糸島で生活を送ることに幸せを感じることができるよう
市民満足度を高める行政サービスを提供します。」

※糸島市スタイルのまちづくり

新生糸島市として、豊かな地域資源を生かしながら、地域住民全体
が一体感を持って新たなまちづくりの形を創り上げること。

2 経営方針

(1) 市民に信頼される市役所となります

市民の皆さんに対する説明責任を果たし、市の将来像やそれに向けた取組
などを共有します。また、ご意見・苦情には誠実かつ迅速に対応します。

職員は、スリム（簡素）で効率的な組織の中でその資質と能力を最大限に
発揮するとともに、自発的な改革を継続します。

危機管理対策には万全を期し、市民の安全・安心確保のため組織が一体と
なり、いざという時に頼りになる市役所となります。

(2) 市民の声を聴き、成果を重視して行政サービスを提供します

市民のニーズはあらゆる手段を使って把握・分析し、市民が本当に必要と
するサービスを提供します。また、その成果により市民満足度がどれだけ高
まったかを内部評価はもちろん、外部評価により客観的に評価・検証し、よ
りよいサービスの提供につなげます。

(3) 協働のまちづくりを進めます

市役所と地域コミュニティ・各種団体・NPO・ボランティア・事業者・
九州大学などを含む市民が糸島市の将来像を共有し、相互に理解した上でそ
れぞれの役割を明確化し、糸島市の地域資源を生かしながら協働のまちづく
りを推進します。

(4) 健全な財政運営に努めます

限られた財源で効率的に地域課題を解決するため、事務事業の見直しなど
を積極的に推進するとともに、緊急性や必要性を検討しながら事業の選択と
集中を進め、最少の経費で最大の効果を発揮します。

また、市税などの収納向上、企業誘致などによる自主財源の確保に努め、
経営者の視点に立った健全な財政運営を行います。

3 組織の活動指針

(1) 風通しのよい職場をつくります

部・課内でコミュニケーション（意思疎通）を円滑に図り、自由闊達な議論を交わして政策・施策を立案し、職責を果たしながら一丸となって実践します。

(2) 連携・協力を強化します

課題にはまずは課内、部内で相互に連携・協力して取り組み、必要に応じて部間・組織全体で一丸となって取り組みます。

(3) 市役所職員にしかできない仕事を追求します

コンプライアンス（法令遵守）の徹底はもとより、誇りを持って仕事に向き合い、自分たち（市役所職員）にしかできない行政サービスを最大限効率的・効果的に提供します。

(4) 民間活力の導入・協働によるまちづくりを推進します

民間に任せられる業務は、民間活力の導入を行い、低コストでより質の高いサービスを提供します。また、市民との対話を重ね、相互理解を得ながら、積極的に市民などとの協働によるまちづくりを推進します。

(5) 絶えず改革を継続します

地域課題の解決に向け、絶えず問題意識を持って業務に取り組み、組織一体となって改革を継続して、行政サービスの向上に努めます。

4 職員一人ひとりの行動指針

(1) 自己改善を継続し資質を向上します

社会情勢・地域の動向に常にアンテナを張るとともに、現場と地域の皆さんから広く学ぶ姿勢をもって自己改善を継続し、資質の向上に努めます。

(2) 使命を常に意識して市民と向き合います

市民の幸せのため、市民満足度の向上を追及して仕事をしていることを常に意識します。市民の声を聴き、適切に判断し、分かりやすく伝えて理解を得、的確に応えることで、市民に信頼される職員となります。

(3) 常にチャレンジし続けます

一人ひとりが絶えず新たな課題に向き合い、常に向上心を持って創造的な挑戦を続けるとともに、スピード感を持って行動を起こします。

資 料

用語の説明

用語		説明
ア行	いとしま協働サロン	<p>広聴制度の一つ。</p> <p>市長が直接市民から、まちづくりに関する提言を受け、意見交換を行う。平成 27 年 8 月から開始。「どこでも市長室」をリニューアル。</p>
	糸島市行財政健全化計画	<p>行政改革大綱をもとにした具体的な取組を計上したもので、取組ごとに概要、達成目標、年次計画、効果額等を記載している。</p>
	糸島市行政改革大綱	<p>糸島市の行政改革のおおもととなるもので、第2次大綱の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度まで。</p>
	糸島市まちづくり基本条例	<p>糸島市のまちづくりの最高規範で、まちづくりの基本的なルールを定めたもの。平成 25 年 4 月 1 日施行。基本理念として、「自助・共助・公助」の助け合いの精神で、市民と議会、市が情報を共有して、参画と協働でまちづくりを推進します。」と謳っている。</p>
	NPO	<p>ノンプロフィット・オーガニゼーションの略。民間非営利組織のことで、利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPO は、社会的な使命を達成することを目的とした組織であると言える。</p>
	オープンデータ	<p>総務省において、オープンデータ戦略の推進を行っており、オープンデータとは「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言う。オープンデータの意義・目的については、①行政の透明性・信頼性の向上、②国民参加・官民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化が考えられる。</p>
力行	外部評価	<p>市が実施している取組の検証を行う行政評価の方法の一つで、市役所外部の視点で評価し、取組をより効率的、効果的、合理的なものにしていくために実施するもので、平成 24 年度～平成 26 年度の3年間実施した。</p>
	合併優遇措置	<p>地方の税収とすべきであるが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の水準を維持できるよう財源を保障するために配分する地方交付税の交付額について、平成の大合併で合併した地方公共団体に対しては、合併後、ある一定期間については、合併前の団体の合計の水準より下がらないようにする措置。（合併により行政運営の効率化が図られるため、基本的に合併後は地方交付税の交付額は下がる。）</p> <p>糸島市においては、特例措置期間が平成 31 年度までで、平成 27 年度から段階的に交付額が縮減される。</p>

資 料

力行	行政改革推進委員会	「糸島市行政改革推進委員会規則」に規定する、糸島市の行政改革の推進に関する重要事項について、調査及び審議を行う外部委員で構成される組織。
	行政改革推進本部会議	「糸島市行政改革推進本部設置規程」に規定する、行政改革大綱・行財政健全化計画の策定、実施、進行管理に関すること等について、調査及び審議を行うため、市の内部関係者で構成される組織。
	行政評価	行政が行うさまざまな活動を、「どのような成果があったか」「目標を達成しているか」などの視点から検証し、その結果を行政運営の改善等に生かしていこうという取組。
	協働	それぞれの主体が同じ目標に向かって対等な立場で協力しながら、自らの役割を果たすもの(広い意味での協働)と、実際に一緒に行うもの(狭い意味での協働)の両方を言う。
	公共施設等総合管理計画	インフラを含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。全国的に、高度成長期に整備した公共施設等が今後、大量に更新時期を迎えるにあたって、厳しい財政状況と人口減少等による施設等の利用需要の変化に合わせ、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としている。 平成26年4月にその計画策定の要請が、国から地方公共団体になされた。 糸島市では、平成28年度までに策定する。
	広聴	広く市民の意見を聴くこと。
サ行	財政指標	地方公共団体の財政状況を示す数値で、使い道が特定されていない財源がどれくらいあるかを表す「経常収支比率」、公債費(借金等の返済)の割合がどれくらいあるかを表す「実質公債費比率」などさまざまなものがある。
	最適化	最適な状態に近づけること。与えられた条件のもとで目的に対して、最も良いことを選択すること。
	参画	主体的に参加し、意思形成過程に関わること。
	事業評価	行政評価の一つで、市の施策を進めるために行う事業の状況を評価するもの。
	仕事総点検	糸島市では、平成27年2月～平成28年3月で経営コンサルタントによる市役所の全業務の点検を実施している。全体業務量と各部署の業務執行方法を把握し、平成28年度以降、業務プロセスの見直しや事業効果の低い事業の見直しを実施していく。

資 料

サ行	市債(地方債)	単年度に多額の財源を必要とする道路や学校などの施設等の整備のために、地方公共団体が行う長期の借入金。長期に返済していくことで、整備した施設を利用し、受益者となる後世代の住民と、現世代の住民との世代間での費用負担を分配している。 地方債には、本来、国から交付されるべき、地方交付税の額の一部を振り替えて発行される特例地方債(地方公共団体が借り入れ、後年度のその償還費が全額地方交付税に算入される)である「臨時財政対策債」(平成13年度創設)を含む。
	実質公債費比率	資金繰りの危険度を見るもので、市の標準的な収入に対する借金返済額の割合。
	指定管理者	地方公共団体が公の施設を管理してもらうために、期間を定めて指定する団体のこと。指定管理者制度は、それまで、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
	市民満足度調査	糸島市のまちづくりを進めるうえで、市民の意識・考えや現在の状況を調査・分析し、総合計画の進み具合の確認及び行政経営の改善に反映するために実施するもので、平成 24 年度と平成 26 年度に実施した。
	事務事業	行政活動を目的ごとに区分したもので、内部事務、市民サービスに関する事務や事業に分けられる。
	受益者負担	あるサービスを受ける者の受益に応じた負担を求めるもの。地方公共団体では、公共施設の使用料などがある。受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するために受益者負担の適正化を図ることが必要。
	将来負担比率	負債が将来の財政を圧迫する危険度を見るもので、市の標準的な収入に対する将来負担すべき実質的な負債の割合。
	スクラップアンドビルド	壊して作ること。新規事業の予算要求時に既存事業の廃止・縮小を合わせて行うことや組織新設時に既存の組織を改廃し、全体としての膨張を抑制すること。
	政策的経費	長期総合計画に掲げる政策を推進していくための事務事業に係る経費。(例えば、長期総合計画の行動計画である実施計画に計上された事業経費など)
	生産年齢人口	15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口。
	施策評価	行政評価の一つで、長期総合計画に掲げる施策の状況を評価するもの。
	選択と集中	多角化が進展している組織で、特定の分野や取組を選び、経営資源を集中的に投下する戦略のこと。

資 料

タ行	第1次糸島市長期総合計画	糸島市の最上位の計画に位置付けられ、市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとなるもの。計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間。 前期基本計画期間5年、後期基本計画期間5年に分かれている。
	地方公共団体財政健全化法	地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための法律で、平成21年4月に全面施行された。
	地方自治法	地方自治に関する基本法。地方住民の参政を保障し、地方団体の自治権の育成を目的に制定。
	地方分権改革	住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、住民が行政に参画し、協働していくことを目指す改革。
	中期財政見通し	糸島市の計画的な行財政運営のための基礎資料として作成。 見通し期間は5年間で、毎年、見直しを行う。
	統一的な基準による地方公会計	地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③地方公共団体同士の比較可能性の確保を促進するもの。現在は、複数の基準がある。 ※発生主義…現金収支にとらわれることなく、収支の事実が確定した時点で計上する会計方法。正しい、期間業績の把握が可能。 ※複式簿記…取引を複数の科目(原因と結果)で記載する方法で、現金の動きと、現金が動いた原因を表すことができる。 ※固定資産台帳…固定資産の管理のために使用する補助簿で、品目ごとに取得価額、償却額計算に必要な要素、償却額などを記入する。土地台帳、建物台帳、機械台帳、備品台帳などに分けられる。
	投資的経費	その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等が将来に残るものに対する経費で、具体的には、庁舎・学校などの建物や道路・橋などのインフラといった社会資本整備のための経費。
	特別会計	一般会計と別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計のことで、糸島市では、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などがある。
	ハ行	PDCAのマネジメントサイクル
普通会計		糸島市の普通会計は、一般会計と住宅新築資金貸付事業特別会計で構成している。

資 料

マ行	まち・ひと・しごと創生法	<p>少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした法律。</p>
ラ行	類似団体	<p>全国の市区町村を対象にして、「人口」と「産業構造」を基準として、グループ分けしたもの。「類似団体別職員数の状況」については、住民基本台帳人口を基準としているが、「類似団体別市町村財政指数表」については、国勢調査の結果を基準としている。</p>